

熊本市手話に関する施策の推進方針（素案）

【概要版】

I 熊本市手話言語条例

(1) 条例制定の趣旨

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を定め、全ての市民が、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するために、熊本市手話言語条例を制定。（令和2年4月1日施行）

(2) 推進方針の策定趣旨

条例第 4 条に規定する市の責務である手話に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するため、条例第 7 条第 2 項に規定する施策を実施するために必要な具体的な方針を定めるもの。

(3) 用語の定義等

手話、ろう者、手話通訳士等、要約筆記者、手話は言語の定義・解説。

II 手話に関する施策の現状と課題

- ・本市の聴覚障害者は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で微増傾向にあり、約 2,800 人程度で推移。
- ・手話通訳士等の派遣及び養成等の事業を実施。
⇒手話通訳士等の技術向上を図りながら、平日の昼間等に活動できる人材確保に努め、よりの確な支援に取り組む。
- ・区役所では、手話通訳士等を配置し、手話による行政手続きや生活全般に関する様々な相談や支援を実施。
⇒更なる支援と環境整備に向けて、手話を気軽に学べる機会の提供をはじめ、市政の重要な情報発信の場における手話対応等の検討を実施。
- ・災害時等において、聴覚障害者等の速やかな把握と避難支援に努める。
⇒避難所内で必要な情報が取得できる意思疎通手段の確保等を検討。

III 施策の推進方針

1 手話に対する理解の促進及び手話の普及【条例第 7 条第 1 号】

- ① 市政広報媒体を活用した啓発
- ② 学校教育における理解・普及の促進
- ③ 市民や事業者への理解促進及び普及の推進にかかる支援

2 手話通訳士等の確保及び要請【条例第 7 条第 2 号】

- ① 手話通訳士等の更なる確保と技術の向上

裏面へ続く

- ② 手話通訳士等の派遣
- ③ 手話通訳士等派遣制度の広報・周知
- 3 聴覚障害児及びその保護者等への支援【条例第7条第3号】
 - ① 相談体制の充実
 - ② 手話に触れる機会の確保
- 4 手話を使用した情報発信【条例第7条第4号】
 - ① 市主催行事等での手話対応等
 - ② 市政情報の発信における手話対応等
 - ③ 職員に対する研修の実施
- 5 聴覚障害の特性に応じた支援【条例第7条第5号】
 - ① 要約筆記者等の更なる確保
 - ② 要約筆記者等の派遣等
 - ③ 講演会等での要約筆記の積極的な活用
- 6 災害時における支援【条例第7条第6号】
 - ① 災害時における要支援者の把握と避難支援
 - ② 避難所における意思疎通手段の確保

IV 推進体制

1 推進体制

条例第3条に掲げる基本理念の実現に向けて、市民及び事業者並びに関係団体と連携して、条例第4条から第6条に掲げるそれぞれの役割等に基づき施策を推進。

2 施策の進捗管理と見直し

(1) 施策の進捗管理

学識者、関係団体の代表者等で構成する「(仮称)熊本市手話言語条例施策推進委員会」を設置。定期的実施状況の報告と検証を行う。

(2) 方針の見直し

第6期熊本市障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画との整合を図りながら、原則、3年ごとに見直し。見直しの必要が生じた場合は、柔軟に対応。

VI スケジュール

- 令和3年3月 素案議会説明
 - 4月 パブリックコメント
 - 5月 庁内調整、最終案作成
 - 6月 最終案議会説明
- 手話に関する施策の推進方針決定